

パートナーシップ宣誓証明制度 広域自治体間連携のお知らせ

～大阪・京都・兵庫の自治体間の転居に伴う手続きが簡素化されます～

大阪府では、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度（※）」を令和2年1月から実施しています。
また、宣誓者の転居時の負担を軽減するため、令和4年9月から府内の制度実施自治体と連携しています。
このたび、大阪府域を超え、京都府域及び兵庫県域に連携を拡大することとなりましたのでお知らせします。

連携開始日 令和6年4月1日（月）

連携自治体 42自治体

大阪 大阪府 大阪市 堺市 池田市 吹田市
貝塚市 枚方市 茨木市 泉佐野市 富田林市
松原市 大東市

京都 京都市 福知山市 綾部市 亀岡市 向日市
長岡京市 南丹市 大山崎町

兵庫 兵庫県 神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市
芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市
川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 丹波市
南あわじ市 淡路市 宍粟市 たつの市 猪名川町

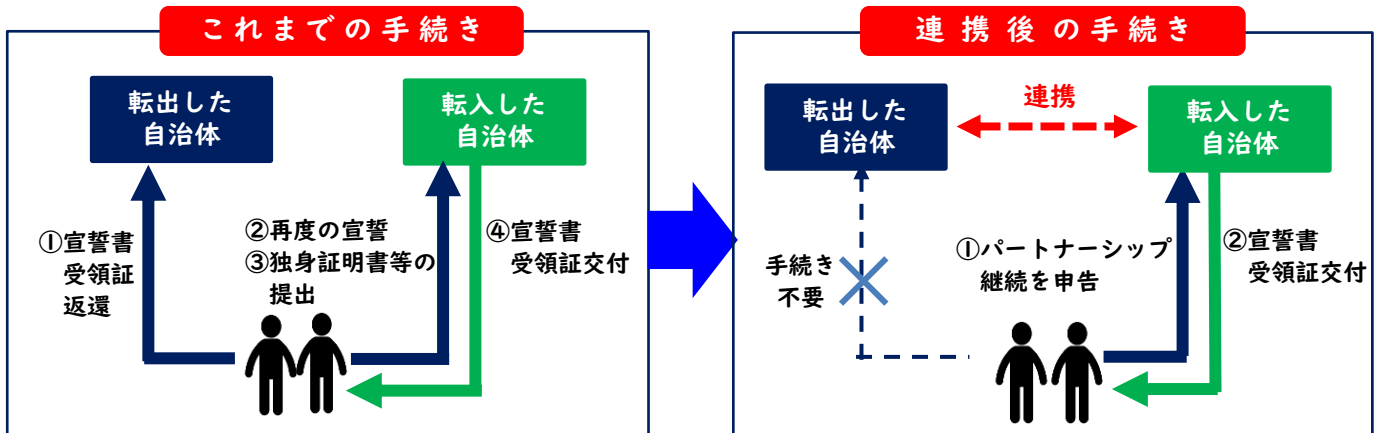
宣誓書受領証の返還手続きや
転入した自治体で再度の宣誓、
独身証明書等の提出が不要になるで！



©2014 大阪府もずやん

※大阪府では、制度を実施していない府内自治体に居住している当事者を対象としています

※今後さらに連携が拡大していく予定ですので、最新の連携自治体は大阪府ホームページ（裏面の二次元コード参照）よりご確認ください。



手続きの詳細については、裏面に記載している転入した自治体へお問い合わせください。

| 自治体 | 担当部署 | 電話番号 |
|------|--------------------------------|--------------|
| 大阪府 | 人権局 人権企画課 教育・啓発グループ | 06-6210-9281 |
| 大阪市 | 人権啓発・相談センター | 06-6532-7631 |
| 堺市 | 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課 | 072-228-7159 |
| 池田市 | 市民活動部 人権・文化国際課 | 072-754-6231 |
| 吹田市 | 市民部 人権政策室 | 06-6384-1513 |
| 貝塚市 | 市民生活部 人権政策課 | 072-433-7160 |
| 枚方市 | 市長公室 人権政策室 | 072-841-1424 |
| 茨木市 | 市民文化部 人権・男女共生課 | 072-620-1640 |
| 富田林市 | 市民人権部 人権・市民協働課 | 0721-25-1000 |
| 泉佐野市 | 市民協働部人権推進課 | 072-463-1212 |
| 松原市 | 市民協働部 人権交流室 人権交流センター | 072-332-5705 |
| 大東市 | 市民生活部 人権室 | 072-800-3255 |

※兵庫県・京都府内の制度実施自治体に転出される場合は、
大阪府ホームページより連絡先をご確認の上、各自治体へお問合せください。



連携自治体のお問合せ先
(大阪府ホームページ)

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を令和元年10月に施行し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進めています。

この取組の一環として、お互いを人生のパートナーとする宣誓を行った事実を大阪府として証明することにより、性的マイノリティ当事者が社会において自分らしく生きることを支援することを目的として、令和2年1月からパートナーシップ宣誓証明制度を開始しました。